

## 1. 目的

この規程は刈谷豊田総合病院（以下「当院」）が、地域の医療関係機関を対象に、様々な地域の医療活動を円滑に進める事を目的とした登録施設制度に関して、その内容を定めるものである。当院の有する病床、医療機器等の一部を地域の医療関係機関の医療従事者を対象に共同利用施設として開放し、地域の医療関係機関と相互の密接な連携と機能分担の促進、医療資源の効率的な活用を図り、地域の医療水準向上に貢献することを目的とする。

## 2. 適用範囲

この規程は、当院と、当院と医療連携を行っている地域の医療関係機関に適用する。

## 3. 主管部署・管理部署

主管部署・管理部署は、患者サポートセンター 地域連携室とする。

## 4. 登録施設

### 4.1 登録の資格、契約期間

登録施設は当院と医療連携を行っている医療関係機関とする。登録施設の契約期限は登録日から、登録日の属する年度の3月31日までとする。但し当院、登録施設のいずれか一方から辞退の申し出がない限り、翌年度以降も自動的に更新されるものとする。

### 4.2 登録の申請

4.2.1 登録を希望する医療関係機関は、**刈谷豊田総合病院 登録施設申請書**に必要事項を記入し、当院の地域連携室へ申請する。当院が申請を受諾した場合には、当院の登録施設名簿に医療機関名、代表者氏名、標榜診療科目、連絡先等を登録し、その登録施設に対し、**刈谷豊田総合病院 登録施設証**、登録施設カード、登録施設ステッカーを発行する。

### 4.3 登録の変更・辞退

4.3.1 登録施設が登録内容の変更及び辞退を希望する場合は、**刈谷豊田総合病院 登録施設(変更・辞退)届出書**を記入し当院の地域連携室へ申請する。また、当院の院長が不適切と判断した場合は、登録を取消することができる。

### 4.4 主な連携内容

4.4.1 登録施設は下記の共同利用を実施できる。

- (1) 診療及び検査に必要な医療機器等の利用
- (2) 共同利用病床の利用
- (3) 施設の共同利用
- (4) 諸記録の閲覧
- (5) 研修会及び症例検討会等への参加
- (6) 当院からの情報提供

### 4.5 登録施設の責務

4.5.1 当院内においては、当院の諸規程を遵守する。また、当院で知り得た患者の個人情報や診療内容について守秘義務を遵守する。当院の設備、施設を利用する際は、当院が発行する登録施設カードを持参する。

### 4.6 その他

4.6.1 共同利用等に関する具体的な必要事項に関しては、「刈谷豊田総合病院 共同利用規程」に定める。

## 5. 関連文書

5.1 刈谷豊田総合病院 共同利用規程 KB 地連-R0027

## 6. 関連帳票

6.1 刈谷豊田総合病院 登録施設申請書 KD 地連-R10059

6.2 刈谷豊田総合病院 登録施設証 KD 地連-R10060

6.3 刈谷豊田総合病院 登録施設（変更・辞退）届出書 KD 地連-R10061

## 7. 改訂履歴表

版数	年月日	改訂内容／理由
00	平成27年12月1日	新規制定